

令和元年度 宮城県森林審議会第1回森林保全部会 議事録

日時 令和元年7月19日（金）

午後1時30分から午後4時まで

場所 自治会館301会議室

配付資料

資料1

「株式会社エコ革が行う太陽光発電施設の建設(黒川郡大和町)」に係る林地開発について

資料2

「山佐株式会社が行う太陽光発電所用地の造成(柴田郡川崎町)」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、齋藤委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度1回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、いずれも太陽光発電にかかる案件2件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、いずれも太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が2件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「株式会社エコ革」に係る案件を御審議いただきます。一

且休憩をはさみまして、審議事項（2）の「山佐株式会社」に係る案件を御審議いただき、終了時刻は午後4時頃を予定しております。

それでは、これから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしくお願ひします。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、丸尾委員と谷田貝委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（両委員了解）

ありがとうございます。それでは、諮問案件である（1）「株式会社エコ革が行う太陽光発電施設の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

進藤委員：開発地周辺には教育施設や住宅地があるようですが、開発工事に伴う騒音対策はどのように計画されているのでしょうか。また、光害による影響はないのでしょうか。

申請者：工事の騒音につきましては、工事時間の配慮を行うとともに、低騒音型の重機を使用する計画です。

光害につきましては、色が濃く、光を反射しにくい素材を使用したパネルを使用いたしますので、光の反射は極力抑えることができるかと考えています。加えて、パネル設置部周辺には残置森林、造成森林を基準に則り配置していますので、住宅地に直接光があたるということはありません。

丸尾委員：資料3ページの「太陽電池の種類」の欄には「化合物半導体を用いた太陽電池」と記載されていますが、7ページ上段には「パネルをシリコン系の材料としている」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。

申請者：申請した当時は化合物半導体を用いた太陽電池を使用する予定でしたが、時間が経ち製造が中止してしまったため、シリコン系の材料を用いた太陽光パネルを使用することになりました。

認可と表記が異なっていますので、今後変更する予定です。

丸尾委員：シリコン系の材料を用いたパネルで造成を行うということですね。

申請者：はい。

丸尾委員：ということは、変換効率の欄の数値も変更になるということですか。

申請者：はい。この件につきましては経済産業省と協議を行い、変更いたします。

丸尾委員：わかりました。

関連して、7ページ上段に「有色の液体が出ている事例」という記載がありますが、これについて説明をお願いします。

申請者：他の案件につきまして、雨水等排出された水に色がついていたという事例が確認されています。今回申請につきましては、シリコン系の材料を使用した太陽光パネルを使うという計画となっていますので問題はないと考えています。

丸尾委員：ということは、化合物半導体の金属イオンが水に溶け出しているということですか。

申請者：そこまでは確認していません。

丸尾委員：原因が究明できていない以上、シリコン系の材料を用いたパネルであれば問題がないという根拠がわからないと思うのですが。

周囲には大学や住宅がありますので、地下水等に影響が出ないか不安です。

申請者：我々は有色の水が出る事案に対して、太陽光パネルが原因ではないのではないかと考えています。

丸尾委員：もちろんその可能性もあるとは思いますが、事業計画書にそのような記載がある以上、太陽光パネルが起因する場合も考えられるのではないかでしょうか。そうであるのならば、造成後地下水の定点観測を行う等、対策を講じなければ納得するのは難しいように感じます。

申請者：今回使用しますシリコン系の材料を用いた太陽光パネルからは、有色の液体が流れるということはないと断言いたします。

丸尾委員：原因について、詳しい情報を教えてください。

川村部会長：事例ということで事業計画に記載がありましたので、何に基づく情報であるのかを精査し、事務局に報告してください。

申請者：わかりました。

川村部会長：他にございませんか。

谷田貝委員：8ページに「自然環境調査を行い、貴重な動植物の保全に努める」との記載がありますが、具体的にどのような貴重動植物を現在確認し、どのような保全を行うのか教えてください。

加えて、「種子吹付を行う」という記載がありますが、どのような種類の種子を吹付ける計画でしょうか。

申請者：昨年、自主的に環境調査を行いました。結果、レッドデータブックに出てくるような貴重な動植物は確認できませんでした。しかし調査の中でトウホクサンショウウオの卵を10個程、事業区域内水路で発見いたしました。その卵は、近接する同様の環境の沢に移動しました。

鳥類につきましては、サシバの飛来を確認したのですが、営巣の痕跡は発見できませんでした。近くの畑にエサを獲りに来ているという調査結果でした。

川村部会長：種子吹付についてはどうでしょうか。

申請者：具体的な種類は現在確定していません。

谷田貝委員：トウホクサンショウウオについて、近接する沢に移動したことですが、それは事業区域内ですか。

申請者：はい。事業区域北部の残置森林内の沢に似た環境がありましたので、そこに移動しました。

谷田貝委員：種子吹付については、在来種を使用するということでよろしいですか。

申請者：はい。

川村部会長：他にございませんか。

進藤委員：7ページ中段に「厚層基材吹付」という記載がありますが、これはどのようなものか教えてください。加えて、植栽木がヤマハンノキしか記載されていませんが、一種類だけなのでしょうか。

さらに8ページに、太陽光パネル撤去後は更地にするとの記載がありますが、造林は行わないのでしょうか。

申請者：通常の種子吹付は法面に付着し辛く、雨水等で流れてしまうことが多々あります。厚層基材は通常よりも強く付着するので、早期の緑化を見込むことができます。

植栽木につきまして、現計画においてはヤマハンノキ一種類で考えています。

最後に20年後の計画について、売電が終了した場合は、太陽光パネルを撤去し、更地にします。当然平坦地は緑化を行いますが、太陽光発電の需要があれば継続することも視野に入れています。

川村部会長：事業用地の所有権は全て取得済なのですか。

申請者：今回開発許可がおりた場合は、事業区域全ての所有権が事業者に移転されます。

川村部会長：当該申請地は、周囲に研究施設や住宅地があり、立地条件が優れているように感じます。様々な用途で転用が望めるのではないでしょうか。ただし、大和町ではこの地域は学術地域に定められているようなので、あまり逸脱した用途に転用することはできないようになっているようです。そのことを踏まえての質問であったと思うのですが、現時点では20年後は更地として管理を行うということでよろしいですね。

申請者：はい。

川村部会長：わかりました。

23ページの排水計画平面図について、事業区域中央南端にため池があり、計画では用途廃止を行い埋めてしまうとのことでした。しかし現状沢地形となっているため、かなりの長さの暗渠排水を設置しなければならないと思われます。

暗渠排水の維持管理について、特に留意している点はありますか。

申請者：異物が入らないよう、飲み口部、吐き口部を適切に管理いたします。

川村部会長：他にございませんか。

丸尾委員：太陽光発電施設が教育機関の近くにできるということで、森林とエネルギーとを組み合わせ、共生していく学習素材として地域と連携を密にしていただきたいと思います。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くことになりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「株式会社エコ革が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」として答申してよろしいか伺います。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

それでは、1件目の審議について終了します。

司会：ありがとうございました。それでは休憩に入ります。なお、再開は、午後2時45分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

司会：それでは森林保全部会を再開いたします。川村部会長、よろしくお願ひいたします。

川村部会長：それでは、審議を再開します。（2）「山佐株式会社が行う太陽光発電所用地の造成」について審議を行います。はじめに事務局から審議事項の説明をお願いします。

事務局：（資料に従い申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

進藤委員：開発地が複雑な形で、中央部に耕作地あり、現在は耕作放棄地であるとの説明でした。しかし、ドローンでの映像を見る限り、現在も耕作を行っている場所があったように見えたのですが、その場所の水資源に関して問題はないのでしょうか。

申請者：確かに中央部耕作地において、現在も耕作を行っている土地はあります。その土地につきましては、区域外のため池より水を引いているとのことですので、本計画には特段の関係はないものと認識しています。

進藤委員：地形図を見ると急峻な土地のように見受けられます。西日本豪雨により太陽光パネルが流れたというニュースをよく目にしたので、法面対策について特段の配慮があれば教えてください。

申請者：防災調整池周辺の盛土、放流管周辺においては地盤改良を行います。放流塔付近につきましても段切を行い、転圧をかけ、崩壊の恐れがないように対策を講じる計画となってています。

川村部会長：他にございませんか。

谷田貝委員：資料40ページ土地利用計画平面図において、防災調整池の水面にパネルを張るような計画になっているのですが、どういうことでしょうか。

申請者：1号及び3号調整池につきましてはオンライン調整池とする計画となっており、調整池の上にパネルを設置します。パネルの脚を高くして、パネルが水面よりも高くなるように計画をしています。

丸尾委員：9ページ「周辺地域への影響及び住民生活への配慮等」の欄に20年後も発電事業

を継続するという記載がありますが、実際に20年後も継続して発電事業を行っていくのでしょうか。

申請者：F I T認定には20年という期間設定がありますが、再生可能エネルギーを推進している現在の政策においては永続的な発電需要が見込まれていますので、20年後も発電事業を継続することでご理解をいただきたいと考えています。

丸尾委員：伐採・伐根木をウッドリサイクルセンターにおいてバイオマスガス化発電に利用するとの記載がありますが、これはどこの施設に委託するか決まっていますか。

申請者：事業区域の近くにウッドリサイクルセンターという施設が川崎町にあります。そこに伐採・伐根木の処理を委託しております。

川村部会長：ウッドリサイクルセンターでバイオマスガス化発電も行っているのですか。

申請者：はい。

川村部会長：本件申請は、開発行為面積に比べ、事業区域がかなり広くなっています。この計画は環境保全上、理想的ではありますが、造成の方法によってはパネル用地を増やすことができるのではないかでしょうか。近い将来、さらにパネルの設置面積を増やす計画はありますか。

申請者：F I T認定取得時にパネル面積まで確定させていますので、これ以上増えるということはありません。

川村部会長：本件申請地は個人有地だったのですか。

申請者：はい。申請地における土地所有者は3人しかおりませんでした。

川村部会長：わかりました。

19ページの土地利用計画平面図南側、2号調整池上流の森林について、これは造成森林ですか、残置森林ですか。

申請者：造成森林です。太陽光を集める都合上、この部分の森林は伐採するという計画であります。

川村部会長：パネルに影響するということで伐採を行うということですか。

申請者：はい。

川村部会長：一般的に造成森林は土地の形質変更をした上で植林を行うということですが、本件においては伐採のみを行うということですか。

申請者：はい。

川村部会長：パネルの遮蔽物となる地上物を伐採したとしても、再び植林するのであれば結局同じ結果になってしまふのではないでしようか。20年間を通して、植栽木は成長し、またパネルの遮蔽物となってしまうように思います。

この計画から鑑みると、現況の森林の樹高は高いということですか。

申請者：はい。

川村部会長：そうであれば、パネルに近い造成森林の縁の部分に関しては樹高を抑えた樹種に変更をする等、検討の余地があるようになります。

申請者：わかりました。検討いたします。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので質疑を終了します。ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くことになりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それではお諮りします。

「山佐株式会社が行う太陽光発電施設用地の造成」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに特に問題はない」として答申してよろしいか伺います。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。それでは、審議事項が終了いたしましたので、申請者の皆様にはここで退出をお願いいたします。

(申請者退出)

川村部会長：次に、「その他」に入りますが、委員の方々から何かございませんか。
他になければ事務局からございますか。

事務局：(平成30年度許可及び協議実績説明)

川村部会長：ただ今の報告につきまして、委員の皆様から何か質問はございませんか。

数日前の新聞の内容についてですが、福島県の復興需要に基づく土砂採取において、採石法に抵触する開発が相当数あったという報道がありました。今の事務局からの説明によりますと、昨年度、土砂・土石の採取を目的とする開発が8件ということですが、これらは全て採石法の適用も受けていますか。

事務局：先ほど事務局から説明いたしました8件につきましては、全て採石認可も同時に取得しております。

川村部会長：行為の目的についてですが、「土砂の採取」「土石の採取」「岩石の採取」といったように、文言が異なっているようですが、「土砂」、「山砂」に関しても採石法の適用になるのでしょうか。

事務局：開発行為の目的につきましては、林地開発制度上特段の定めはなく、申請者側が採取したものとの状態に応じて定めています。よって申請者側の表記によって許可される文言が決定されています。

一方採石法につきましては、元々の地山の岩質で判断いたします。採石法2条において採石法に該当する岩質が24種定められており、形状に限らず、採石法に該当する岩質が風化し土砂になったものであれば、当然に採石法が適用されます。宮城県の場合、平成17年に県内一斉に1ヘクタール以下の林地開発を受けない採石場につきましても調査を行い、ほぼ全ての採石場で採石法に該当する岩質であったことが確認されました。その後、1ヘクタール以下の採石場におきましても採石法の該当する現場であれば認可を取得するように指導を行ったので、当県におきましては福島県のような状態ではないということを、採石法担当部署より確認いたしました。

川村部会長：よくわかりました。他にございませんか。

谷田貝委員：開発された面積についての記載はあったのですが、植林を行った等、森林として増えた面積はどれくらいあるかはわかりますか。

事務局：自然保護課の所管する内容ではありませんので、本日は手元に数値等資料は持ち合わせておりませんでした。確認いたしまして次回審議会時にご報告させていただきます。

谷田貝委員：わかりました。

川村部会長：他にございますか。

ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の一切を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

令和元年 8月 13日

宮城県森林審議会委員 丸尾容子 

宮城県森林審議会委員 谷田貝泰子 